



野焼きは法律で禁止されています



■ 野焼きとは？

野焼きとは、農地や空き地など野外で家庭ごみや事業所ごみを燃やすことです。野焼きは以下の理由から廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2で禁止されています。

健康被害	ダイオキシン類など有害物質が発生し、人の健康に悪影響を及ぼします
近隣トラブル	煙や悪臭で近隣住民の生活環境が悪化し、トラブルの原因になります
火災・大気汚染	延焼による火災や大気汚染の原因にもなります

⚠️ 罰則があります（廃棄物処理法 第25条・第32条）

違反者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又は両方が科せられます。さらに法人は両罰規定（違反した従業員とともに法人も罰せられる規定）で3億円以下の罰金が科せられます。

■ 例外として焼却が認められる場合

例外として、森林法第21条の規定により森林に接近している周囲1kmの範囲内にある原野、田畑等の土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を焼却する場合は認められていますので、役場産業課（☎0146・47・2110）へ事前に相談し、火入許可の手続きをしてください。

例：伐採した枝・枯れ葉・雑草等の焼却

※廃ビニール・プラスチック等の石油由来の農業廃棄物は不可

■ よくある質問（Q&A）

Q. 家庭ごみをドラム缶や土管で燃やしたり、剪定した枝や刈り草を燃やすことはダメですか？

A. 禁止です。『燃やせるごみ』として出してください。指定ごみ袋に入らない場合は断面5cm・長さ80cm以内の枝を30cm幅に束ね、両端2箇所をひもで縛り『粗大ごみ』として出してください。上記以上のサイズの枝等は廃棄物収集運搬業者に相談してください。

○廃棄物収集運搬業者：(有)杉田産業：☎0146・47・3061

【お問い合わせ】 新冠町役場町民生活課町民生活グループ環境衛生係 TEL 0146-47-2112